

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

1. 見直しの根拠

北海道が定める農業経営基盤強化促進基本方針は、農業経営基盤強化促進法に基づきおおむね5年ごとに、その後の10年間につき定めることとされていることから、道では、これまでの基本方針（平成28年3月策定）について、見直しを行い、令和3年3月に公表しました。

道の基本方針の見直しを踏まえ、安平町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成24年3月策定、平成29年4月変更）についても見直しが必要となります。

2. 見直し内容

①効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

→ 労働時間を変更

- ・所得水準 おおむね430万円（変更なし）
- ・労働時間 1,700～2,000時間

②新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

→ 労働時間を変更

- ・所得水準 おおむね215万円（変更なし）
- ・労働時間 1,700～2,000時間

③新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

→ 前回から変更しない

- ・年間目標 3組

④農業法人の目標数

→ 下記の通り変更

- ・令和12年度の目標 31経営体（現在の法人数 21経営体）

⑤効率的かつ安定的な農業経営の指標

→ 既存類型の見直し及び新規類型追加及び一部削除

- | | | |
|-----------|---|------------------|
| ・今回) 削除 | ← | 前回) 水稻・イエスクリーン複合 |
| 軽種馬専業 | ← | 新規追加 |
| 有機畑作・露地野菜 | ← | 新規追加 |
| 有機施設野菜 | ← | 新規追加 |

⑥新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

→ 一類型の削除

- ・今回) 削除 ← 前回) 畑作・肉牛複合

⑦効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

→ 前回から変更しない

- ・農用地面積の95%

⑧その他、主な変更点

- ・現時点における文章の整理及び数値データの更新。
北海道農業経営基盤強化促進基本方針の内容を踏まえ、文言の修正。
直近のデータを反映。（資料～2020世界農林業センサス）